

## **〔事案 27-237〕 契約無効請求**

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

満期時に受け取った教育資金、満期保険金およびすえ置き金利息の合計額が、設計書に記載された金額に満たないとして、教育資金、満期保険金およびすえ置き金利息の合計額と既払保険料総額との差額の支払を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 4 年 8 月に契約したこども保険について、以下の理由により、教育資金、満期保険金およびすえ置き金利息の合計額と既払保険料総額との差額を支払ってほしい。

- (1) 設計書には、将来的に元本割れの可能性があることに関する注意文言が記載されていない。
- (2) 募集人は、貯蓄性商品であることを強調し、元本割れのリスク等の説明していない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書に記載の月払い保険料からすれば、全保険期間の保険料総額が満期保険金・教育資金の総額を上回ることとは予測可能であること。
- (2) 設計書の「満期時お受取り総額」や「教育資金すえ置き累計額」には、将来増減する可能性があることを踏まえ、「約」と記載されており、試算であることを示していること。
- (3) 本件保険契約は、申立人（契約者）が死亡・高度障害の際に以後の保険料を免除するとともに、育英年金が支払われる保障が付加されており、純粋な貯蓄性保険ではないこと。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約申込み時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、教育資金、満期保険金およびすえ置き金利息の合計額と既払保険料総額との差額の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。